

都安条	都安条第3条、第3条の2、第10条	作成(改訂)日
	路地状敷地の制限等	令和4年3月1日
路地状敷地の取扱いについて		
<p>東京都建築安全条例における路地状敷地とは、原則として道路から見通せない死角部分がある敷地をいう。</p>		
<p>【路地状敷地として扱う敷地の例】</p>		
<p>【路地状敷地として扱わない敷地の例】</p>		
技術的助言など		
参考文献など		